

令和4年度保険料 免除申請の受付開始

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

経済的理由や災害などにより保険料を納めることが困難であると申請して承認されると保険料の全額または一部の納付が免除されます。

- 対象 本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の人
- 免除期間 7月～翌年6月
※失業した場合も申請することで、保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。
- 必要なもの 免許証などの身分証明書、印かん
失業の場合…離職票、または雇用保険受給資格者証

令和4年度保険料と受給割合

| | 保険料 | 老齢基礎年金の受給割合 |
|--------|---------|-------------|
| 全額免除 | 0円 | 8分の4 |
| 4分の3免除 | 4,150円 | 8分の5 |
| 半額免除 | 8,300円 | 8分の6 |
| 4分の1免除 | 12,440円 | 8分の7 |
| 全額納付 | 16,590円 | 8分の8 |

■保険料の猶予・特例制度

納付猶予

50歳未満の人で保険料を納めることが困難な人は、申請をして認められた場合は、保険料を納めることが猶予されます。

■「免除・猶予・特例」と「未納」の違い

障害・遺族年金も保障

免除・猶予・特例の全ての期間を、国民年金から支給される障害基礎年金と遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができ、万一の場合に満額保障されます。

●「免除・猶予・特例」比較表

| | 納付 | 全額免除 | 一部免除※ | 納付猶予 学生納付特例 | 未納 |
|---------------------------|----|------|---------------|----------------|----|
| 障害・遺族基礎年金(受給資格期間に参入されるか?) | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 老齢基礎年金 受給資格期間に算入されるか | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 年金額に反映されるか ※反映率 | 1 | 2分の1 | 8分の5 ～8分の7 | 0 | 0 |

※一部免除承認後の保険料を納付していることが必要。

■「追納制度」があります

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること(追納)ができます。

※免除された年度から2年を経過した分は、加算額が上乗せされます。

追納を行う場合は、申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

■産前産後期間の保険料免除制度があります

●免除対象期間の例

単胎妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。

| 単胎 | 4月 | 5月 | 6月 免除対象月 | 7月 免除対象月 | 8月 免除対象月 | 9月 免除対象月 | 10月 |
|----|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| | | | | | | | |

▲ 出産予定日または出産日が属する月
(産後の届け出の場合は出生日)

多胎妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。

| 多胎 | 4月 免除対象月 | 5月 免除対象月 | 6月 免除対象月 | 7月 免除対象月 | 8月 免除対象月 | 9月 免除対象月 | 10月 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| | | | | | | | |

※出産予定日の6カ月前から届出可能です。

※産前産後免除の期間は年金受給資格期間に計算される上、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

出張年金相談所をご利用ください

毎月第3金曜日に、年金事務所相談員による「出張年金相談所」を住民相談室(役場1階)に開設しています(予約制)。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

●年金に関する問い合わせ

熊本西年金事務所 ☎096(353)0142
(自動音声案内「1」→「2」)

●出張年金相談所の予約

役場住民課 住民係 ☎096(293)3112

子どもの熱中症対策

子どものマスク着用

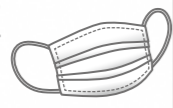
- ・就学前の子どもについて、マスク着用は一律に求められていません

※2歳未満のマスク着用は推奨されていません。



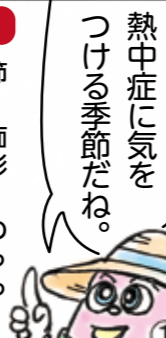
・熱中症予防の観点から、マスクが必要な場面では、マスクを外すことをお勧めします

▲詳しくはこちら



子どもは特に注意!

- ・子どもは体温の調節機能が未発達
- ・身長が低いため、地面からの照り返しの影響が大きい
- ・子ども自身が体調の変化に気づけなかったり、伝えられなかったりする



熱中症に気を付ける季節だね。

熱中症になった場合の応急処置

- ・呼びかけに答えられない場合は、すぐに救急車を呼ぶ
- ・涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- ・首の周り、脇の下、太ももの付け根など太い血管の部分を冷やす
- ・水分や塩分を補給する



子どもの熱中症予防ポイント

- ・気温と湿度をこまめにチェック
- ・エアコンや扇風機を適切に使う
- ・こまめに水分補給
- ・通気性の良い服装、帽子など日よけ対策
- ・十分な睡眠と食事、適度な休憩
- ・短時間でも、絶対に車内を子どもだけにしない
降ろし忘れにも注意



子育てイベントカレンダーで最新情報をゲットしよう!



子育てカフェ(月1回、無料・要予約)

保健師や児童発達専門家などが対応します。お気軽に!

日時 7月21日(木)
10:00~12:00

場所 まちづくり交流センター

協力 NPO 法人
ペアレントネットワーク

※駐車場は役場もご利用ください。
※状況により、電話相談または中止する場合があります。

役場子育て支援課子育て支援係
☎096(293)5981

役場 健康保険課
健康推進係・母子保健係
☎096(294)1075

学校での取り組みなどをご紹介 ●問い合わせ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

思い出に残る運動会・体育大会!

今年度の運動会・体育大会もコロナ禍での開催となりました。観覧者の人数制限などありましたが各学校で実施され、笑顔が溢れた思い出に残る運動会・体育大会になりました。なお、大津中学校と大津東小学校は9月に開催を予定しています。

